

特定非営利活動法人 KHJ 全国ひきこもり家族会連合会
理事会規程

規程第 6 号

(目的)

第 1 条 本規程は、「特定非営利活動法人 KHJ 全国ひきこもり家族会連合会」(以下「当団体」という。)定款第 32 条に基づき、理事会の組織及び運営に関する基本的事項を定めることを目的とする。

(職務の代理)

第 2 条 定款第 15 条第 2 項の規定による理事長に事故あるとき、または欠けたときに副理事長が職務代行を行う順位については、理事長があらかじめ理事会で指名した順序によって、その職務を代行するものとし、総会に報告するものとする。

(職務権限)

第 3 条 定款第 15 条第 3 項及び定款第 32 条の規定による理事会の決定事項については、別表 1 のとおりとする。

(理事の意思表示)

第 4 条 理事は、やむを得ない理由により理事会に出席できないときは、定款第 37 条第 2 項の規定による意思表示を別紙 1 の様式により行うものとする。書面、ファクシミリ、又は電磁的方法により開催日の前日までに提出しなければならない。

(招集)

第 5 条 理事長は、理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、ファクシミリ、又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも 3 日前までに通知しなければならない。

(理事長の役割分担)

第 6 条 理事長の役割を分担するために理事長 2 名の共同代表制をとることを可能とし、この場合の名称は理事長とするが、運用として、共同代表と名乗ることを可能とする。

(総会付議・報告事項)

第 7 条 理事長、副理事長、理事、監事の選任結果は、総会に報告する。

(名誉会長)

第 8 条 理事会において、次の各号のいずれかに該当するものを名誉会長に推薦することができる。

(1) 本会の理事長を 10 年以上務めたもの

(2) 前項以外のもので、本会の発展に多大の貢献をしたもの

2 理事長は、理事会の議決を経て、名誉会長に推薦されたものに名誉会長の称号を贈る。

3 名誉会長の資格は、理事会の議決を経て承認された日の翌日から開始する。

(委任)

第 10 条 本規程の規定に定める外、必要な項目事項は、理事会において別に定める。

(改正)

第 11 条 本規程を改正するときは、総会の議決を得なければならない。

附則

本規程は、平成 28 年 6 月 26 日から施行する

令和 5 年 4 月 27 日改正

令和 5 年 6 月 2 日改正

別表1(第3条関係)

理事会の決定事項

- 1) 予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告
- 2) 予算外の新たな業務の負担又は権利の放棄
- 3) 定款の変更
- 4) 合併
- 5) 解散及び解散した場合の残余財産の帰属者の選定
- 6) 法人の展開する事業に係る許認可、寄附金の募集その他の所轄庁等の許可を受ける事項
- 7) 定款細則、経理規程等法人の運営に関する規則の制定及び変更
- 8) 金銭の借入、財産の取得、処分等に係る契約
- 9) 役員報酬に関する事項
- 10) その他、法人業務に関する重要事項

別表 2(第 3 条関係)

事案決済専決事項

〔一般・人事に関する事案〕

	事 案	理事長 専決事項	事務局長 専決事項
1	法人業務の基本に関すること	○	
2	理事会の招集及び議案の提出に関すること	○	
3	規定、規則等の制定改廃に関すること	○	
4	予算の編成及び決算の調整に関すること	○	
5	予算の流用・予備費の支出	○	
6	設備資金の借入に係る契約で予算の範囲内のもの	○	
7	公示、公告に関すること	○	
8	寄付の募集及び受領に関すること	○	
9	訴訟に関すること	○	
10	債権の免除・効力の変更に関すること	○	
11	法人の組織及び権限に関すること	○	
12	職員の任免に関すること	○	
13	職員の配置に関すること	○	
14	非常勤職員、臨時職員の採用に関すること		○
15	職員の休暇・欠勤・職務免除等に関すること		○
16	時間外勤務命令及び旅行命令に関すること	○(域外)	○(域内)
17	職員の初任給に関すること	○	
18	職員の昇給に関すること	○	
19	職員の昇給決定に関すること	○	
20	休職、復職、退職、育児・介護休業に関すること	○	
21	職員の表彰、制裁、解雇に関すること	○	
22	職員の健康診断に関すること		○
23	施設設備の保守管理・物品の修理等に関すること		○
24	官公庁に対する許認可申請及び届出に関すること	○	軽易なもの
25	職員の研修に関すること		○
26	金融機関を指定すること	○	

※専決事項のうち、法人運営に重大な影響があるものを除く。

〔法人収入に関する事案〕

	事 案	理事長 専決事項	事務局長 専決事項
1	委託費及び補助金の収入に関する事	○	
2	過誤納金の充当又は還付に関する事	○	
3	受贈の承認・寄付金に関する事	10万円以上	10万円未満
4	その他の収入に関する事		○

〔法人支出に関する事案〕

	事 案	理事長 専決事項	事務局長 専決事項
1	物品の購入及び売却又は廃棄に関する事	10万円以上 100万円未満	10万円未満
2	請負または受託に関する事	10万円以上 100万円未満	10万円未満
3	報酬、給与、旅費、賃金、日用品等定期的支出に関する事		○
4	緊急を要する物品の購入	○	

注1 理事長の専決事項については、執行後、直近に開催される理事会に必ず報告するものとする。

注2 本表の決定事項と諸規程が競合する場合は、本表による決定事項が優先するものとする。

注3 法人収入及び支出に関する事案のうち、法人運営に重大な影響があるものを除く。

注4 当分の間、事務局長専決事項は理事長専決事項に含める。

別紙 1(第 4 条関係)

特定非営利活動法人 KHJ 全国ひきこもり家族会連合会

令和 年度理事会
(年 月 日開催)

出席・欠席・代理出席(代理出席者氏名)

(いずれかに○をしてください。)

欠席の場合は下記に賛否を表明してください。
(該当するものに○)

第 1 号議案 賛・否

第 2 号議案 賛・否

第 3 号議案 賛・否

理事氏名 _____ 印
(月 日必着)